

令和6年度 大阪府立学校校長公募 募集要項

大阪府教育委員会

大阪府教育委員会は、府立学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考を実施します。

1 求める人物像

- (1) 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- (2) これまでの職務経験を通じて培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- (3) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- (4) 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- (5) これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者
- (6) 府立学校の課題を解決できる実行力を有する者

2 募集人数 40名程度

3 校長候補者選考

(1) 応募資格

下記の応募資格A、Bのいずれかに該当する者

ア. 応募資格A

次の各号に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者
- ③ 昭和33年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
- ④ 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
ただし、大阪府の退職者（在籍年数が20年以上の者に限る。）にあつては、57歳以下の者とし、大阪府職員（大阪府職員の身分を有する者のうち、地方公務員法第3条第2項の規定による一般職の者とする。ただし、大阪府立学校任期付校長を除く。以下同じ。）にあつては、次のいずれかに該当する者とします。
(i) 58歳以下で、教頭、指導主事若しくはこれに準ずる職の者
(ii) 58歳以下で、校長・教頭以外で管理職経験のある者
(iii) 57歳以下で教育に関する職に10年以上ある者（管理職及び指導主事等の職にある者を除く）
- ⑤ 教育に関する見識と情熱を有する者
- ⑥ 大阪府職員以外の者については、原則として令和6年1月1日から勤務（「11研修について」で定める研修）が可能な者

※ 国家公務員又は地方公務員として勤務している者が採用となる場合、現在の勤務先を令和6年3月30日以前に退職いただく必要があります（大阪府職員および府費負担教職員を除く）。

※ 年齢は令和6年4月1日現在

※ 教育に関する職とは、学校教育法施行規則第20条第一号イからヌまでのいずれかの職をいいます。ただし、臨時的任用職員を除きます。

イ. 応募資格B

次の各号に掲げる項目の全てに該当する者

- ① 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
- ③ 次のいずれかに該当する者
 - (i) 昭和33年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者で、大阪府立学校を校長・准校長で定年退職した者
 - (ii) 昭和33年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれた者で、採用時に教諭、養護教諭又は栄養教諭であって府教育庁及び府立学校以外の府の教育機関に勤務し管理職又は校長に準ずる職で定年退職した者

(2) 選考方法

- ◇ 一次選考(書類選考) ※受験申込書(別紙1・2)及び論文を選考(審査)の対象とします。
- ◇ 二次選考(面接選考)
選考日(予定) 令和5年7月18日～28日のうち、いずれか1日(土日除く)
- ◇ 三次選考(面接選考)
選考日(予定) 令和5年8月15日～23日のうち、いずれか1日(土日除く)
 - ※ 上記選考日は予告なく変更することがあります。また、応募者が選考日を指定することはできません。
 - ※ 一次選考の結果通知は7月第2週、二次選考の結果通知は8月第2週、三次選考の結果通知は9月下旬に発送する予定です。
 - ※ 一次選考合格者に、二次選考の面接場所及び時間等の詳細を別途通知します。
 - ※ 二次選考合格者に、三次選考の面接場所及び時間等の詳細を別途通知します。

◆ 【一次選考免除者】

次のいずれかに該当する者

- ① 大阪府立学校の教頭または首席指導主事もしくは主任指導主事等のうち、以下の(i)～(iii)を全て満たす者
 - (i) 令和3年4月1日～令和5年3月31日の全期間、教頭または首席指導主事もしくは主任指導主事等として勤務した者
 - (ii) 令和3年度及び令和4年度の評価・育成システムまたは人事評価制度の総合評価がいずれも上位二区分であり、かつ、いずれかが上位一区分である者
 - (iii) 現所属長により、校長としてのマネジメント能力ありとして推薦された者
- ② 令和5年度 大阪府立学校校長公募(昨年度実施)の二次選考合格者

(3) 校長候補者名簿の作成

上記(2)の三次選考の合格者を「府立学校校長候補者名簿」に登載します。名簿登載は合格通知時より発効し、その有効期間は選考実施年度から起算して5カ年度とします。

4 校長採用までの手続き(校長採用選考の実施)

上記3(3)の名簿登載者等を対象に、令和6年度当初または令和5年度途中の校長採用者の決定と配置校の決定のため、「校長採用選考」を別途実施します。

なお、任期付職員(校長)は、原則、令和6年度当初に校長に採用します。

5 採用形態等

(1) 任期付職員（校長） ※「大阪府一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に基づく一般職の任期付職員（校長）

① 対 象 応募資格A該当者のうち大阪府職員以外の者、応募資格B該当者

② 採用期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

※ 応募資格A該当者のうち大阪府職員以外の者について、大阪府教育庁の会計年度任用職員として採用し、研修を実施します。

（研修期間：原則として令和6年1月1日～令和6年3月31日）

ただし、大阪府立学校任期付校長経験者を除きます。

(2) 任期を付さない職員（校長）

① 対 象 応募資格A該当者のうち大阪府職員

※大阪府職員は現在の身分を継続しますので、原則、定年退職日までの任用となります。

② 採用時期 採用者に決定した者は、原則、令和6年度当初に採用します。

ただし、

(i) 上記3(1)ア.④(ii)に該当する者は、原則、令和6年1月1日に任期を付さない職員（校長）に採用します。

(ii) 上記3(1)ア.④(iii)に該当する者は、令和6年度以降に教頭または指導主事として任用し、原則1年以上の勤務を経た後、任期を付さない職員（校長）に採用します。

6 受付期間

令和5年4月25日（火）～令和5年6月14日（水）

同時に公募する大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長の公募選考への**重複申込みはできません**。重複して申込みが行われた場合は、全ての申込みを無効とします。

7 応募方法

(1) 大阪府職員以外の者（既退職校長・准校長を含む）

簡易書留による郵送に限ります（令和5年6月14日（水）消印有効）。

(2) 大阪府職員

所属長を通じて提出してください（令和5年6月14日（水）必着）。

8 応募先

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

9 提出書類

(1) 受験申込書（別紙1・2）

※ 別紙1・2とも、パソコン等での入力・自筆の別は問いません。

※ 別紙2に、ご自身のこれまでの組織マネジメントの経験において、最もマネジメント能力を発揮した実例を記入してください（1,200字程度）。

(2) 論文（参考様式）

※ 「府立学校において私が取り組みたい重点施策（〔高校〕進学実績向上、就職実績向上、グローバル人材養成等、〔支援学校〕就労支援の充実、教職員の専門性向上等）」を2,000字程度で記したものを。

※ 参考様式を参照し、A4判・横書きで作成してください。パソコン等での入力・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。

※ 3(2)に記載の【一次選考免除者】となる受験者も提出願います。

※ 【一次選考免除者】の①に該当する受験者については、別途所属長の推薦書（マネジメント能力ありと判断できる実績を記載。様式は所属長へ別途送付。）が必要です。

(3) 大阪府職員以外の者は、返信用封筒1通(長形3号封筒に404円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。)

※提出された書類は、返却しません。申込書等に記入された情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、情報は個人が特定されない形で統計処理し、今後の採用選考の円滑な実施のために用いる場合がありますが、それ以外の目的に使用することはありません。

10 給与等(令和5年4月時点)

給料及び諸手当等については、大阪府の「職員の給与に関する条例」その他関係諸規程に基づき支給します。

※ 給与年収は、通年で勤務した場合(4月～3月分)、現在の試算では、満45歳で約1010万円、満55歳で約1040万円となります。ただし、扶養・住居・通勤手当等は含みません。また、給料は、経歴等により異なります(大阪府人事委員会勧告等を踏まえ、給与改定を実施する可能性があることから、給与年収については変更になる場合があります。採用初年度6月期の期末・勤勉手当は在職実態に応じた期間率(30%)が適用されます。)

11 研修について

・研修期間(原則として令和6年1月1日から令和6年3月31日まで)は、大阪府教育庁の会計年度任用職員として採用されます。

※ 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員(パートタイム会計年度任用職員)となります。

※ 地方公務員法及び条例(職員の政治的行為の制限に関する条例)による政治的行為の制限など、いくつかの義務が課されます。

・原則、週4日・週29時間(月・火・木・金 9時30分～17時30分(うち休憩時間45分)、ただし1月1日～1月3日及び休日除く)の勤務(研修)となります(原則、全時間勤務(研修)いただく必要があります。)

※ 勤務(研修)日時については、変更になる場合があります。

・研修期間中は報酬として、月額360,000円を支給します(通勤に要する費用については、別途、実費相当額を支給します。)

12 その他

・令和5年度末で、大阪府立学校任期付校長の任期が満了する者も応募可能です。

・校長を含む公立学校教職員は、地方公務員法により、営利企業への従事等が制限されません。《参考：地方公務員法第38条(営利企業への従事等の制限)》

問合せ先

大阪府教育庁 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目【電話06(6941)0351 内線3513】

【FAX 06(6944)6897】

【参考】

○ **地方公務員法第16条(欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ **学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)**

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ **地方公務員法 附則(平成11年12月8日法律第151号)第3条**

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

○ **学校教育法 附則(平成11年12月8日法律第151号)第3条**

民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

○ **民法の一部を改正する法律 附則(平成11年12月8日法律第149号)第3条**

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

- 2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。
- 3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○ **地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)**

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第1項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。